

## 府中市地域防災計画（最終案）の作成について

## 1 防災会議地震部会及び防災会議の開催経緯

府中市地域防災計画の修正に際し、次のとおり、防災会議地震部会及び防災会議を開催してきました。

会議名	開催日	議事
第1回 防災会議地震部会	6月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都地域防災計画の修正概要について</li> <li>・府中市地域防災計画の修正方針（案）について</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
第1回 防災会議	6月22日（木）	
第2回 防災会議地震部会	8月 3日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市地域防災計画素案の作成について（案）</li> <li>・目次毎の修正方針の検討</li> </ul>
第2回 防災会議	8月17日（木）	
第3回 防災会議地震部会	11月 2日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市地域防災計画（素案）の修正概要</li> </ul>
第3回 防災会議	11月15日（水）	

上記各会議でいただきましたご意見や承認内容を踏まえ、本計画の最終案を作成しました。

## 2 府中市地域防災計画（案）に関する意見

府中市地域防災計画（最終案）の作成に際し、第3回防災会議で承認された計画素案について、次のとおり、意見の募集・集約を行いました。

- (1) 防災関係機関への意見照会：11月15日（水）～12月 1日（金）
- (2) 庁内各課への意見照会：11月21日（火）～12月 1日（金）
- (3) 東京都への意見照会：11月21日（火）～ 1月11日（木）
- (4) パブリックコメント手続：2月 6日（火）～ 3月 7日（木）

上記(1)～(4)でいただいたご意見を踏まえ、本計画の最終案を作成しました。

3 各種意見照会の実施結果とその反映

前項1で示した各種意見照会における主な意見と修正内容は、次に示すとおりです。

※赤字は意見反映箇所を示す。

(1) 防災関係機関への意見照会

No.	意見	本計画への反映			
		頁(最終案)	項目(最終案)	【修正前】素案の内容	【修正後】最終案の内容
1	災害による大規模停電発生時の災害対応拠点や避難所等の機能確保と、72時間を超える停電に対する備えとして、エネルギーの自立化・多重化が有効であることから、都市ガスコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギー等によるエネルギーの確保を計画に織り込むことは重要と考える。そのため、上記各箇所へ以下の文章を追記してほしい。 「コージェネレーションシステム等の導入など、自立分散型等の活用により、平常時はもとより災害時にもエネルギーを確保できるよう備える。」	震-37	第1部/第5章/第2節 予防、応急・復旧対策 1 予防対策	1-1 防災施設の整備等 (略) 市及び防災関係機関は、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。	1-1 防災施設の整備等 (略) 市及び防災関係機関は、市庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。 <u>市は、ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、エネルギーを多様化していくとともに、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る。</u>
		風-30	第1部/第5章/第2節 予防、応急・復旧対策 1 予防対策		
		大-27	第1部/第4章/第2節 予防、応急・復旧対策 1 予防対策		
		震-97	第2部/第4章/第3節 市の防災拠点の整備 1 防災拠点の整備	1-5 市施設の停電対策 (略) 市は、事業組合と協定を締結し、各種燃料油確保を図る。各施設は、電力を供給する設備の優先順位を定めておく。 ネットワークシステムも含めて停電時対応マニュアル等を整備し、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。	1-5 市施設の停電対策 (略) 市は、事業組合と協定を締結し、各種燃料油の確保を図る。また、各市施設において、電力を供給する設備の優先順位を定めておくとともに、ネットワークシステムも含めた停電時対応マニュアル等を整備して停電を想定した訓練を実施し、対応力を強化する。 <u>ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、エネルギーを多様化していくとともに、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る。</u>
		震-137	第2部/第8章/第3節 避難所の管理運営体制及び施設環境の整備 2 施設環境の整備	市は、一次避難所及び二次避難所となる施設については、避難環境として適切な安全が確保されているものを指定する。 (略)	市は、一次避難所及び二次避難所となる施設については、避難環境として適切な安全が確保されているものを指定する。 (略) <u>ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、エネルギーを多様化していくとともに、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る。</u>
風-88	第2部/第7章/第3節 避難所の管理運営体制及び施設環境の整備 2 施設環境の整備				

No.	意見	本計画への反映			
		頁(最終案)	項目(最終案)	【修正前】素案の内容	【修正後】最終案の内容
2	市が行う広報内容について、災害時のガス供給または復旧状況、マイコンメータ停止時の復帰操作などを市民へ広く提供するため、現在、市のホームページへ関連URLを掲載している。その観点から、市のみならず当社を含む関係機関について、下線部分を追記してほしい。 「・・・ <u>ライフラインや交通機関など関係機関を含む災害対策や防災情報のホームページへの掲載等、・・・</u> 」	震-44	第2部/第1章/第1節 市民の防災力の向上 1 市民の防災力の向上	1-2 防災意識の啓発 (2) 市が行う広報内容 市及び関係機関の職員はもとより、平素から市民、事業所等を対象に防災マップやパンフレットの配布、防災知識講座の開催、報道機関への情報提供、災害対策や防災情報のホームページへの掲載等、震災に関する知識の普及に努める。 (略)	1-2 防災意識の啓発 (2) 市が行う広報内容 市及び防災関係機関は、平素から市民、事業所等を対象に防災マップやパンフレットの配布、防災知識講座の開催、報道機関への情報提供、 <u>ライフラインや交通機関など関係機関を含む</u> 災害対策や防災情報のホームページへの掲載等、震災に関する知識の普及に努める。 (略)
3	今後、災害時の電源として電気自動車の活用は必須になると思われるため、整備の推進のため、下線部分を追記してほしい。 「また、避難所等、災害時の拠点となる施設などにおける自立・分散型電源として設置する。また、 <u>電気自動車による給電も実施できるよう整備する。</u> 」	震-78	第2部/第2章/第4節 ライフライン施設の防災強化 3 電気・ガス・通信等の安全化対策	3-1 電気施設の安全化対策 (略) 市は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。また、避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源を設置する。	3-1 電気施設の安全化対策 (略) 市は、災害対策本部が設置される市庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。また、避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源を設置するほか、 <u>電気自動車による給電も実施する。</u>
4	『市は、・・・必要に応じ、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成（又は担当者を配置）して、生活衛生を保全・・・』とあるが、都では食品衛生指導班及び環境衛生指導班については都本庁及び都区市保健所が設置することを想定している。市で設置する場合は、後述の【班別役割分担】表への追記が必要になる。	震-187-188	第3部/第4章/第2節 生活衛生 1 防疫体制の確立	市は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、必要に応じ、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成（又は担当者を配置）して、生活衛生を保全するための防疫活動を実施する。	市は、 <u>多摩府中保健所と連携して</u> 、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、必要に応じ、防疫班、消毒班、保健活動班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班を編成（又は担当者を配置）して、生活衛生を保全するための防疫活動を実施する。
		風-202	第3部/第12章/第5節 生活衛生 1 防疫体制の確立	表-班別役割分担 食品衛生指導班及び環境衛生指導班の担当 →保健所等	表-班別役割分担 食品衛生指導班及び環境衛生指導班の担当 → <u>保健所、市</u>
		大-188-189	第3部/第13章/第2節 防疫、保健衛生及び動物愛護 1 防疫体制の確立		

No.	意見	本計画への反映			
		頁(最終案)	項目(最終案)	【修正前】素案の内容	【修正後】最終案の内容
5	保健所は、市が行う精神保健分野の活動を専門的に支援する立場のため、「市は、必要に応じて、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れ、多摩府中保健所とも連携しながら精神保健医療の確保を図り、被災の状況に即して活動する。」という記載内容にしてはどうか。 これに伴い、項目名も「精神保健医療の確保」はとしてどうか。	震－185	第3部/第4章/第1節 災害医療 4 保健衛生体制	4－2 精神医療体制の確保 市及び多摩府中保健所は、必要に応じて、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。 被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。 (略)	4－2 精神保健医療の確保 <u>市は</u> 、必要に応じて、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。 <u>また</u> 、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、 <u>多摩府中保健所とも連携しながら精神保健医療の確保</u> を図り、被災の状況に即して活動する。 (略)
		風－200	第3部/第12章/第4節 災害医療と保健衛生 5 保健衛生体制		
		大－190-191	第3部/第13章/第2節 防疫、保健衛生及び動物愛護 3 保健衛生体制		

(2) 庁内各課への意見照会

No.	意見	本計画への反映			
		頁(最終案)	項目(最終案)	【修正前】素案の内容	【修正後】最終案の内容
1	外国人支援対策について、「国際交流サロンでの交流を通じ、災害時における外国人ニーズの把握に努める。」ことは当課で対応可能だが、「多文化共生センターDIVE」を追記してほしい。	震-43	第2部/第1章/第1節 市民の防災力の向上 1 市民の防災力の向上	1-5 外国人支援対策 市及び関係機関は、在住外国人等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。 (略) また、国際交流サロンでの交流を通じ、災害時における外国人ニーズの把握に努める。さらに、避難道路標識等、防災に係る掲示物等の外国語表記を推進する。	1-5 外国人への支援 市及び関係機関は、在住外国人等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。 (略) また、国際交流サロンや多文化共生センターDIVEを通じ、災害時における外国人ニーズの把握に努める。さらに、避難道路標識等、防災に係る掲示物等の外国語表記を推進する。
2	現状との整合から、下線のとおり修正してほしい。 「身体障害者手帳1～3級の肢体不自由、1・2級の視覚障害、 <u>1級の呼吸器機能障害のある市民</u> 」	震-54	第2部/第1章/第5節 市、市民及び事業所等の連携 4 避難行動要支援者における連携体制の確立	4-2 避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲 市へ個人情報を提供することに同意し、次のいずれかに該当する市民（以下「名簿登録者」という。）に登録する。 ・75歳以上の高齢者のみで構成される世帯 ・介護認定で要介護3～5の市民 ・身体障害者手帳1～3級の肢体不自由、1・2級の視覚障害のある市民 (略)	4-2 避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲 次のいずれかに該当する市民を登録する。登録した市民を名簿登録者という。 ・75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の市民 ・要介護認定で要介護3～5の市民 ・身体障害者手帳1～3級の肢体不自由、1・2級の視覚障害のある市民、 <u>1級の呼吸器機能障害のある市民</u> (略)

No.	意見	本計画への反映			
		頁(最終案)	項目(最終案)	【修正前】素案の内容	【修正後】最終案の内容
3	<p>赤十字ボランティアについて「ボランティアセンターの運営」とあるが、これは日本赤十字社が設置するため、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターとの違いを明確にするため、次のように修正してはどうか。</p> <p>「日本赤十字社に登録されている赤十字ボランティアは、日本赤十字社東京都支部の実施する災害時に活動する防災ボランティアの登録・研修に参加し、平常時から救護訓練・研修などに参加して災害救護活動のノウハウを習得している。災害時には日本赤十字社が設置するボランティアセンターの運営等の活動への参加や、情報収集、炊き出し、安否調査、救援物資の輸送・配付、避難所の支援などに参加する。」</p>	<p>震-58</p>	<p>第2部/第1章/第6節 ボランティア等の連携・協働 2 登録ボランティア</p>	<p>2-4 赤十字ボランティア 日本赤十字社東京都支部では、災害時に活動する防災ボランティアの登録・研修を行っている。平常時から救護訓練・研修などに参加して災害救護活動のノウハウを習得し、災害時には日本赤十字社が行う活動（ボランティアセンターの運営、情報収集、炊き出し、安否調査、救援物資の輸送・配付、避難所の支援など）に参加する。</p>	<p>2-4 赤十字ボランティア <u>日本赤十字社に登録されている赤十字ボランティアは、平常時から日本赤十字社東京支部が主催する救護訓練・研修などに参加して災害救護活動のノウハウを習得している。災害時には、日本赤十字社東京支部が設置するボランティアセンターの運営等の活動や、情報収集、炊き出し、安否調査、救援物資の輸送・配布、避難所の支援などに参加する。</u></p>
		<p>風-66</p>	<p>第2部/第4章/第3節 ボランティアとの協力体制の確立 2 登録ボランティア</p>		
4	<p>市内には、市庁舎・市立小中学校・文化センターなど、府中市耐震改修促進計画に掲げる「防災上重要な市公共建築物」が102施設あり、市本庁舎の建替工事を実施したことにより、全施設が耐震性を満たしている。よって、「補強・改築の必要性について検討を行う。」といった標記は「適切に維持管理をする。」などに変更するのはどうか。</p>	<p>震-82</p>	<p>第2部/第2章/第5節 建築物の耐震強化 1 建築物の耐震強化</p>	<p>1-1 建築物の耐震化・不燃化の促進 (2) 公共建築物等の耐震化 大地震時に消火・避難誘導、情報伝達等の応急活動の拠点となる市庁舎、防災センター、市立小中学校、文化センター等は、耐震診断後において、その拠点としての機能を有効に発揮できるよう、補強・改築の必要性について検討を行う。</p>	<p>1-1 建築物の耐震化・不燃化 <b>(の促進削除)</b> (2) 公共建築物等の<b>維持管理</b> 市は、大地震時に消火・避難誘導、情報伝達等の応急活動の拠点となる市庁舎、防災センター、市立小・中学校、文化センターについて、耐震診断後、その拠点としての機能を有効に発揮できるよう、<u>適切に維持管理をする。</u></p>

No.	意見	本計画への反映			
		頁(最終案)	項目(最終案)	【修正前】素案の内容	【修正後】最終案の内容
5	<p>「(3) 民間建築物の耐震診断」の標題について、本文では耐震診断だけでなく耐震改修等にも触れているため、「民間建築物の耐震化に係る支援」に修正してはどうか。</p> <p>民間建築物の耐震化助成制度について、制度の随時新設・改廃を考慮し、「市は、木造住宅、分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物の所有者などが行う耐震化への取組に対し、耐震化に要した費用の一部を助成する。」としてはどうか。</p>	震-82	<p>第2部/第2章/第5節 建築物の耐震強化 1 建築物の耐震強化</p>	<p>1-1 建築物の耐震化・不燃化の促進 (3) 民間建築物の耐震診断</p> <p>市は、民間建築物の耐震診断については、所有者・使用者の自主的判断と自覚に負うところが大きいことから、耐震診断及び改修に関する相談窓口を設け、積極的に普及啓発に努める。</p> <p>市は、市内の木造住宅の耐震診断調査と、この調査に基づく耐震改修・耐震建て替え・耐震シェルター設置などの費用の一部を助成する。</p> <p>市は、都と連携し、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者などが行う耐震化への取組に対し、耐震診断助成、補強設計、耐震改修、建て替え及び除却助成を実施する。</p>	<p>1-1 建築物の耐震化・不燃化 <u>(の促進削除)</u> <u>(3) 民間建築物の耐震化に係る支援</u></p> <p>民間建築物の耐震診断については、所有者・使用者の自主的判断と自覚に負うところが大きいことから、市は、耐震診断及び改修に関する相談窓口を設け、積極的に普及啓発に努める。 <u>市は、木造住宅、分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物の所有者などが行う耐震化への取組に対し、耐震化に要した費用の一部を助成する。</u></p>
6	<p>優先啓開道路指定後の整備方針を示す必要はないか。 (今後、指定された路線の無電柱化やバリアフリー化等の道路整備を行っていく必要があるか。)</p>	震-92	<p>第2部/第3章/第2節 緊急輸送ネットワークの整備 1 緊急輸送ネットワークの整備</p>	<p>市は、救出救助活動の拠点となる施設（消防署（出張所を含む）、各防災センター等）から、都が整備する緊急輸送道路までの道路を、優先啓開道路として指定する。</p>	<p>市は、救出救助活動の拠点となる施設（消防署（出張所を含む。）、各防災センター等）から、東京都が整備する緊急輸送道路までの道路を、優先啓開道路として指定する。<u>また、指定後は、避難者が避難場所へ安全に移動することができるように、避難路となり得る道路の有効幅員の拡大、無電柱化等の整備を推進する。</u></p>
		大-49	<p>第2部/第3章/第1節 緊急輸送ネットワークの整備 1 緊急輸送ネットワークの整備</p>		

No.	意見	本計画への反映			
		頁(最終案)	頁(最終案)	頁(最終案)	頁(最終案)
7	福祉避難所の確保に係る記載について、「要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される」とあるが、介護施設では、デイサービスのフロアやレクリエーションルームなどの利用を想定している施設が多く、「居室」とすると誤解が生じる恐れがあることから、「居室」を「スペース」に修正してはどうか。	震-134	第2部/第8章/第2節 避難場所及び避難所の指定 1 避難場所及び避難所の指定	1-2 避難所 (3) 福祉避難所 (略) 福祉避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 ・福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。 ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。	1-2 避難所 (3) 福祉避難所 (略) 福祉避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 ・福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて、要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。 ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要なスペースが可能な限り確保されるものを指定する。
8	災害時の広報・報道に関して、「関係機関等と連携し、市災害対策本部や防災関係機関等から収集した情報を外国人へ提供する。」とあるが、現在は、災害対策本部から多様性社会推進課及び多文化共生センターDIVEへ情報が提供されるしくみになっていないため、当課から外国人に向けて提供することが難しい状況となっている。	震-175	第3部/第3章/第3節 災害時の広報・報道 1 災害時の広報・報道	1-4 災害時の広報 (2) 外国人への防災、避難、生活情報の提供 市は、関係機関等と連携し、市災害対策本部や防災関係機関等から収集した情報を外国人へ提供する。また、国際交流サロンにおける交流を通じ、災害時における外国人への情報提供に努める。 (略)	1-4 災害時の広報 (2) 外国人への防災、避難、生活情報の提供 市は、関係機関等と連携し、市災害対策本部や防災関係機関等から収集した情報を外国人へ提供する。また、国際交流サロンや多文化共生センターDIVEを通じ、災害時における外国人への情報提供に努める。 (略)
		風-130	第3部/第5章/第4節 災害時の広報・報道 1 災害時の広報・報道		

(3) 東京都への意見照会

No.	意見	本計画への反映			
		頁(最終案)	項目(最終案)	【修正前】素案の内容	【修正後】最終案の内容
1	<p>防災訓練・教育に「女性の参画を促すこと」の記述を入れることを検討してほしい。</p> <p>&lt;補足&gt; 東京都地域防災計画の防災教育（震災編89頁）に、『防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。』という記述が入っているため、こういった趣旨の文言を入れることを検討してほしい。</p>	震-43	<p>第2部/第1章/第1節 市民の防災力の向上 1 市民の防災力の向上</p>	<p>1-3 防災教育の充実 （1）市民等に対する防災教育の充実 児童生徒や防災活動に携わる市民・事業者を対象に、学校教育の場や防災知識講座等において発達段階に応じた総合的な防災教育を実施し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。 （略）</p>	<p>1-3 防災教育の充実 （1）市民等に対する防災教育の充実 児童・生徒や防災活動に携わる市民・事業者を対象に、学校教育の場や防災知識講座等において発達段階に応じた総合的な防災教育を実施し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。<u>また、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や若い世代も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。</u> （略）</p>
2	<p>「ライフライン事業者による上水道の復旧がほぼ完了するのは30日後と想定されている。」の部分について、最新の水道局の震災等応急対策計画では復旧完了までの目標日数が削除されているため、以下のとおりに修正してほしい。</p> <p>「ライフライン事業者による上水道の復旧は配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。」</p>	震-63	<p>第2部/第1章/第7節 防災力の整備強化 2 防災備蓄計画</p>	<p>2-2 飲料水及び生活水の確保 （2）飲料水の確保 （略） なお、第1部に記載のとおり市の最大上水道断水率は19.2%であり、ライフライン事業者による上水道の復旧がほぼ完了するのは30日後と想定されている。 確保水量及び回復までの日数等を考慮して供給体制を構築するものとし、この他、飲料水販売事業者との連携等（※3）も活用し、より強固な応急給水体制の整備に努める。</p>	<p>2-2 飲料水及び生活水の確保 （2）飲料水の確保 （略） なお、第1部に記載のとおり市の最大上水道断水率は19.2パーセントであり、<u>ライフライン事業者による上水道の復旧は配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。</u> 確保水量及び回復までの日数等を考慮して供給体制を構築するものとし、このほか、飲料水販売事業者との連携等（※3）も活用し、より強固な応急給水体制の整備に努める。</p>
3	<p>最新の災害救助法に、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」について追加されたため、必要に応じて追記してほしい。（令和5年6月16日内閣府告示第91号）</p>	<p>震-286</p> <p>風-258</p>	<p>第4部/第1章/第2節 被災者の住宅の確保・応急修理等 1 住宅の応急修理</p> <p>第4部/第1章/第2節 被災者の住宅の確保・応急修理等 1 住宅の応急修理</p>	<p>（略）災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。このため、市は、都が提示する募集選定基準等をもとに、募集・受付・審査を実施する。</p>	<p>（略）災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理<u>及び被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>が必要となる。このため、市は、東京都が提示する募集選定基準等を基に、募集・受付・審査を実施する。</p>

No.	意見	本計画への反映			
		頁(最終案)	項目(最終案)	【修正前】素案の内容	【修正後】最終案の内容
4	<p>1-1 浸水想定区域の指定及び水深の公表</p> <p>令和3年の水防法改正で、従来の避難確保計画の作成・報告及び避難訓練の実施に加え、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた市町村長が避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告をすることができることとされた。</p> <p>法改正の内容を踏まえた記載に修正してほしい。</p>	風-48	<p>第2部/第2章/第1節 浸水想定区域の指定と対策</p> <p>1 浸水想定区域の指定と対策</p>	<p>1-1 浸水想定区域の指定及び水深の公表(略)</p> <p>国又は都建設局により、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知される。</p> <p>平成29年6月の水防法の改正により、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設として、府中市地域防災計画に定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。</p>	<p>1-1 浸水想定区域の指定及び水深の公表(略)</p> <p>国又は東京都建設局が、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知する。</p> <p>水防法の改正により、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設として、本計画に定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。<u>また、避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた市は避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告を行うことができる。</u></p>
5	<p>最新の災害救助法に、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」について追加されたため、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」を確認し、必要に応じて追記してほしい。(令和5年6月16日内閣府告示第91号)</p>	資-154	<p>資料2-37 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表</p>	(新設)	<p><u>※救助の種類「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」を新設し、「費用の限度額」や「救助の種類」について追記しました。</u></p>

4 パブリックコメント手続の実施結果とその反映

前項1で示したパブリックコメント手続における実施概要と意見の概要等は、次に示すとおりです。

(1) 実施概要

ア 実施期間

令和6年2月6日（火）～3月7日（木） 計31日間

イ 資料閲覧場所

市ホームページ、防災危機管理課（府中市中央防災センター内）、市役所「おもや」庁舎管理室前、市政情報公開室、中央図書館、各文化センター、市政情報センター

ウ 意見の提出者数等

提出者数	意見数	提出方法別の提出者数				
		オンライン (市ホームページ)	郵送	FAX	意見投函箱	窓口
4名	12件	4名	0名	0名	0名	0名

(2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 ※頁、項目は市ホームページに掲載した素案のものである。

No.	頁	部	章	節	項目	意見の概要	市の考え方
1	地域 防災 計画 全体	-	-	-	避難所について	障害のある方の防災について 体育館など大勢の場所で過ごすことで音の過敏からパニック発作が起きる、いつもと違う不安から大声を出してしまうことで、無理に自宅避難生活を送る方が能登半島地震からも言われていた。 障害者の安全に避難を確保できるスペースについて優先場所などを設けたり、どのように行えるか検討して欲しい。	震災編第3部第6章第2節被災者の避難と受入れ1-2被災者の受入れ、2-2(2)要配慮者への配慮において、要配慮者等の視点に配慮する記載があります。ご意見の内容についても包含されるものでございますので、 <u>原文のまま</u> とさせていただきます。
2	地域 防災 計画 全体	-	-	-	府中刑務所の避難所としての活用について	府中刑務所を指定緊急避難場所または広域避難場所に指定し、災害時の避難所として活用して下さい。また、救援物資の輸送拠点として活用して下さい。	府中刑務所とは災害時の対応を想定しながら施設の利用に関する協定を結んでおり、施設の特性もあることから、引き続き協定に基づいて避難所としての活用を行いますので、 <u>原文のまま</u> とさせていただきます。今後も府中刑務所施設の利活用等については、協議をしながら検討を進めてまいります。
3	震-91	2	3	2	1 緊急輸送ネットワークの整備	警視庁の府中市内に所在する府中運転免許試験場等にも震災時の役割が与えられていて、警視庁の同意を得られれば、記載してもらうことも検討してほしい。東八道路等に隣接しており一定の車両も確保していることを根拠にしている。	現在、市と府中運転免許試験場等との震災時の対応について計画に記載する位置付けや施設の利用などの協定等がないため、 <u>原文のまま</u> とさせていただきます。

No.	頁	部	章	節	項目	意見の概要	市の考え方
4	震-99	2	4	5	1 応急活動拠点の整備	応急活動拠点について資料編へのリファーがあった方がよい。	資料編に応急活動拠点を追加させていただきます。
5	震-112	2	6	2	1 医薬品・医療資器材の確保 1-2 災害薬事センターの設置	災害薬事センターの記載は必要と認識しているものの、他地域での運用レベルでの知見が反映されていない。例えば、能登地震発生による厚生労働省の通知(001186619.pdf (mhlw.go.jp))が発出されたことは承知している。一方で、薬機法の薬局等構造規則第3条の設置基準に照らして、例えば府中市保健センターがその任務にあたる場合に、災害薬事センターに上記基準の機能(冷蔵・恒温・保管庫等)を維持・継続できるようなバックアップ機能確保に留意する必要がある。また、運用時には、災害薬事センターは在庫を置かず、既存医薬品卸売販売事業者等からの配送指示等に徹するという選択肢もありえる。	施設の機能や具体的な運用方法については、地域防災計画ではなく、災害薬事コーディネーター等と調整し、下位計画の中で検討をしてみたいので、 <u>原文のまま</u> とさせていただきます。
	大-177	3	13	1	3 医薬品・医療資器材の確保 3-2 災害薬事センターの設置		
6	震-135	2	8	3	2 施設環境の整備	公立小中学校でプロパンガスを使用しているところもあるため、都市ガスとの併用などエネルギー供給の多様化を図った方がよい。	市としてもエネルギーの確保は重要と考えております。今後、エネルギーの多様化について対策の一層強化を図っていくものであり、今回いただきました意見を当該箇所へ反映させていただきます。
7	震-188	3	5	-	第5章 被災建築物・宅地の被害状況	復興業務プロセスでの業界団体の従事者や他の地方公共団体からの応援者の組み入れや、事実行為でなく、建築物危険認定をはじめ法に基づく行政行為の位置づけに関する記載が欠けているため、総則的などところに記載が必要であると認識している。	災害復興の具体的な内容については、災害復興方針や災害復興計画の中で記載をしてみたいです。また、第3部第5章第2節民間建築物等に係る応急活動の中で、被災建築物の応急危険度判定について包含されるものでございますので、 <u>原文のまま</u> とさせていただきます。
8	風-42	2	1	5	2 ライフライン施設 2-2 ガス施設	「ガス施設は浸水や停電の影響を受けにくい、外水氾濫などを想定した一層の対策を講ずるよう努める」 <b>【理由】</b> 左記の当該箇所へ追記をお願いいたします。	市は、防災関係機関と一層の連携強化を図っていくものであり、より詳細な対応を記載することによって計画内容を充実させていくものと考えています。今回いただきました意見を当該箇所へ反映させていただきます。
9	風-87	2	7	3	2 施設環境の整備	「ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る」 <b>【理由】</b> 震災編135頁に追記していただいたのと同様の追記をお願いします。巨大地震や気候変動に伴う災害リスクの増大への対応は重要性を増しており、公共施設へのエネルギーの確保を推進する必要性からご提案するものです。	風水害の際に使用する避難所であってもエネルギーの確保は重要と考えております。今回いただきました意見を当該箇所へ反映させていただきます。

No.	頁	部	章	節	項目	意見の概要	市の考え方
10	大-70	2	8	6	第6節 CBRNE災害	<p>情報提供体制のためには、基礎情報を収集する能力の構築を視野にいれる必要がある。短期間では、能力は構築できないため、各種危険物・毒劇物等データベースアプリの操作や線量計等の資機材の整備、測定や除染の訓練も危機管理課や消防団で着意・試行していくことが適切ではないか。例えば、スマートフォンで利用できるSDSデータシートを確認アプリで操作するには、応急処置を読みだすのに時間がかかるし、化学剤推定補助ツール（CHEMM-IST）をアプリにインストールしても、CBRNEでは限定的な可能性が高い。日本版WISERアプリのようなものが東京消防庁公式アプリの新機能で導入でき、消防団員も操作訓練することができると、退避や避難の際に活用の幅が広がる。</p>	<p>ご指摘のとおり、昨今のITやAIの進歩に合わせたツールを活用すべきと考えています。</p> <p>しかし、これらの導入に際しては、国・都・周辺自治体との関係も踏まえた広域的対処が必要となり、当市のみが先行するものでなく、全体の枠内での対応が重要と考えるため、<u>原文のままとさせていただきます。</u></p> <p>今後、これらの動きを見極めることと、あらゆる情報提供のあり方を鋭意検討していきます。</p>
11	大-132	3	6	3	第3節 応急活動	<p>府中市からの消防委託事務として、危険物・高圧ガス・毒物劇物等だけでなく、労働安全衛生法でも化学物質等のリスクアセスメントの規制が導入されたため、府中消防署が立川労働基準監督署と連携して、市内の各事業場の化学物質の使用状況について把握しておくことが望ましい。</p>	<p>第2部第1章第4節の事業所防災体制の強化及び第2部第7章危険物事故対策にご意見の内容についても包含されるものでございますので、<u>原文のままとさせていただきます。</u></p>
12	資-125	-	-	-	資料2-19	<p>東京都と石油連盟とで、重要施設の情報共有されている一方で、東京都府中市内の重要施設への輸送手段の確保につき検討が必要であると認識している。なお、適切な記載場所については、検討をゆだねる。</p>	<p>今後、東京都との連携を強化し、災害時の石油の確保に努めて参ります。今回いただきました意見を当該箇所へ反映させていただきます。</p>